

令和3年11月26日

国際雪合戦連合加盟団体会長 様

国際雪合戦連合
会長 阿野 裕司
(公印省略)

国際雪合戦連合公認2級審判員、3級審判員資格の
更新手続きの延長について

師走の候、皆様におかれましては、益々ご清栄の事とお慶び申し上げますと共に、日頃より当連合の運営に対しまして格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度に引き続き、各連盟、支部等において、審判員講習会が開催できない状況にあることを踏まえ、国際雪合戦連合公認2級審判員、3級審判員資格の更新手続きの延長について、それぞれ別添のとおり通知いたします。

なお、今回の延長に係る2級審判員、3級審判員資格の取扱いの詳細については、別紙のとおりご案内させていただきますので、ご確認ください。

つきましては、所属審判員の皆様へのご周知をいただきたく、お手数をお掛け致しますが、何卒よろしくお願いいたします。

また、各加盟団体会長様におかれましては、今シーズン中に審判講習会を開催し、又は開催予定がある場合の情報提供をいただきたく、大変お手数ではございますが、メール・電話・FAXでよろしいので、国際雪合戦連合事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

国際雪合戦連合事務局（担当：庵、小林）
〒052-0101 有珠郡壮瞥町字滝之町384番地1
そうべつ情報館内
TEL 0142-66-2244 FAX 0142-66-2800
E-mail yuki@town.sobetsu.lg.jp

【別紙】

国際雪合戦連合 2 級審判員、3 級審判員資格の
更新手続きの延長に係る取扱いの詳細について

1 令和3年度中（令和4年3月31日まで）に2級・3級審判講習会が実施される地区での審判員資格の取扱いについて

令和3年度中に、2級・3級審判講習会が実施される地区では、従前どおり、2級合格者及び3級受講者に対して、審判員証を発行、送付いたします。

なお、令和2年度に審判講習会が開催されず、資格の1年延長の措置の対象となった方は、延長された有効期限から起算して2年後の有効期限となる審判員証を発行します。

また、3級審判員証については、従前の通り、各道県連盟にて審判員証の発行をお願いいたします。

2 令和2年度及び令和3年度で、2級審判講習会が実施されない地区での2級審判員資格の更新の取扱いについて

2級審判講習会が実施されない地区において、2級審判員資格の更新を希望される方については、大変申し訳ありませんが、令和4年度での取得をお願いいたします。

なお、令和2年度及び令和3年度に審判講習会が開催されないことで、2020年3月31日又は2021年3月31日で過ぎておられる方、及び2022年3月31日までに審判資格の有効期限を迎える方については、2級のまま、更に1年間、資格の継続（延長）扱い（登録料なし）とし、令和4年度の2級審判講習会の受講による更新をお願いいたします。

3 令和2年度及び令和3年度で、2級審判講習会が実施されない地区での2級審判員資格の新規取得希望の取扱いについて

2級審判講習会が実施されない地区において、2級審判員資格の新規取得を希望される方は、大変申し訳ありませんが、令和4年度での取得をお願いいたします。

ただし、令和2年度及び令和3年度に審判講習会が開催されないことで、もう1年、3級でいなければならない、かつ、3級審判員の更新講習が行われないため、2020年3月31日又は2021年3月31日で過ぎておられる方、及び2022年3月31日までに審判資格の有効期限を迎える方については、3級のまま、更に1年間、資格の継続（延長）扱い（登録料なし）とし、令和4年度の2級審判講習会にて、2級審判員試験を受けられることとします。

4 令和2年度及び令和3年度で、3級審判講習会が実施されない地区での3級審判員資格の更新の取扱いについて

令和2年度及び令和3年度に、3級審判講習会が実施されない地区において、3級審判講習会を受講希望される方については、更新の方については、3級のまま、更に1年間、資格の継続（延長）扱い（登録料なし）とし、更新・新規の方とも令和4年度に改めて受講をお願いいたします。